

○市ケ谷情報センター規程

規定第583号

一部改正 2000年 4月 1日 2003年 4月 1日
2007年 4月 1日 2008年 4月 1日
2014年 4月 1日 2015年 4月 1日

(設置)

第1条 総合情報センター規程第1条第2項に基づき、市ケ谷情報センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、市ケ谷キャンパスにおいて、コンピュータ及び情報ネットワーク（以下「コンピュータ等」という。）の整備、管理及び運用を行うとともに、コンピュータ等を用いた教育、研究及び事務の推進を図ることを目的として設置する。

(事業)

第3条 センターは、市ケ谷キャンパスにおける次の事業を行う。

- (1) コンピュータ等の整備、管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ等を用いた教育及び研究に関すること。
- (3) コンピュータ等を用いた事務システムに関すること。
- (4) その他大学が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 1名
- (3) 所員 若干名
- (4) 事務職員 若干名

(運営委員会)

第5条 センターの運営について審議するために、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に規程で定める。

(センター長及び副センター長の選任及び任期)

第6条 センター長は、法学部、文学部、経営学部、国際文化学部、人間環境学部、キャリアデザイン学部及びグローバル教養学部（以下「関係学部」という。）の専任教員のうちから、運営委員会、総

合情報センター運営委員会及び学部長会議の議を経て、総長が、委嘱する。

- 2 副センター長は、関係学部の専任教員のうちから、運営委員会及び総合情報センター運営委員会の議を経て、総長が、委嘱する。
- 3 センター長及び副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長及び副センター長が任期中に退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(センター長及び副センター長の職務)

第7条 センター長の職務は、次のとおりとする。

- (1) センターを統括し、運営委員会の議事をつかさどること。
 - (2) 毎年度末に、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を、運営委員会及び総合情報センター運営委員会の議を経て総長に報告し承認を得ること。また、事業計画を変更したときも同様とする。
- 2 副センター長は、センター長を補佐してセンターの運営にあたり、センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたとき、臨時にその職務を行う。

(所員の選任及び任期)

第8条 所員は、センターの事業と密接に関係のある関係学部の専任教員の中から、運営委員会及び総合情報センター運営委員会の議を経て、総長が、これを委嘱する。

- 2 所員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員が任期中に退任した場合、後任者の任期は補任者の残任期間とする。

(所員の職務)

第9条 所員は、センター長及び副センター長を補佐して、センターの運営にあたる。

(総合情報センターとの関係)

第10条 センター長は、総合情報センターの副所長を兼務する。

- 2 総合情報センター規程第9条第1項に基づきセンターが選任する総合情報センター所員2名のうち1名は副センター長がこれを兼務することとし、他の1名は運営委員会において互選する。

(利用規程)

第11条 センターの管理するコンピュータ等の利用については、別に規程で定める。

(事務の担当)

第12条 センターの事務は、総合情報センター事務部市ヶ谷事務課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、総合情報センター運営委員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い法政大学市ヶ谷計算センター規程（規定第400号）を廃止する。
- 3 この規程は、2003年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2007年4月1日から第5条第2項を改正し施行する。
- 5 この規程は、2008年4月1日から第6条第1項を改正し施行する。
- 6 この規程は、2014年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。

(追48)